

第 9 期計画 KPI 及び施策の順番の見直しについて

- 令和 4 年 12 月に策定された国の「孤独・孤立対策の重点計画」では、「介護予防や地域づくりの観点から、通いの場の取組を推進する」とされました。また、令和 5 年 5 月に成立した「孤独・孤立対策推進法」では、人と人との「つながり」に関する施策を推進することとされました。専門分科会での意見等を踏まえ、KPI を以下のとおり変更します。
- さらに、高齢者の健康増進と社会参加は健康寿命の延伸に向け関連が深い施策であることから、施策の並び順を以下のとおり見直し、体系を整理します。

現行計画（第 8 期計画）			次期計画（第 9 期計画）（案）		
①	施策	自立支援・介護予防・健康増進の取組の推進	①	施策	高齢者健康増進施策・自立支援の取組の推進
	KPI	前期高齢者の要支援認定率		KPI	新規要支援・要介護者の平均年齢
—	—	—	②	施策	高齢者の社会参加と生きがい創出の支援
				KPI	介護予防に資する住民主体の通いの場への参加率 ^{※2}
③	施策	介護サービス等の充実・強化	③	施策	高齢者が安心して暮らし続けられる都市・住まいの基盤整備
	KPI	特定処遇改善加算 ^{※1} を取得し介護人材の安定的な確保に努めている事業所の割合		KPI	見守りネットワーク登録事業者数
④	施策	認知症施策の推進	④	施策	認知症施策の推進
	→④	KPI		KPI	認知症サポーターの人数
⑤	施策	高齢者が安心して暮らし続けられる都市・住まいの基盤整備	⑤	施策	在宅ケアの充実および連携体制の整備
	→③	KPI		KPI	地域包括支援センターの援助件数
⑥	施策	高齢者の社会参加と生きがい創出の支援	⑥	施策	介護サービス等の充実・強化
	→②	KPI		KPI	特定処遇改善加算 ^{※3} を取得し介護人材の安定的な確保に努めている事業所の割合
—	—	—	—	—	—

※1 経験・技能のある職員に重点化を図り、職員の資質の向上や職場環境の改善取組を行い、HP 等での見える化を行うなどの諸要件を満たす事業所に対して、介護報酬に上乘せされる加算

※2 体操や趣味活動等を行い、介護予防に資する取組（月 1 回以上活動実績があり、行政が把握しているもの）

※3 国の報酬改定の内容により、再検討が必要になる可能性があります。